

本書の使い方

【見本】

欄外の黒丸数字は、次ページの説明文に該当しています。

第26条〔教育を受ける権利・義務教育〕

- ① すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- ② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

27
1
9
12
27

1

○解説

・普通教育→専門教育を含まず、義務教育のことを指す。

2

□判例

・義務教育の無償とは、どこまでを無償の範囲とするのか。
→授業料を無償の対象としているので、教科書や学用品その他教育に必要な一切の費用まで含むわけではない(最大判昭和39年2月26日)。(18, 27)

・国は教育内容を自由に決定できるか。
→国は、子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような介入は別として国政の一部として教育政策を樹立、実施し、教育内容についても決定することができる(最大判昭和51年5月21日)。(18, 27)

・少年を中等少年院に送致した結果、高等学校教育を受ける機会を失った場合、教育を受ける権利を侵害することになるか。
→少年を中等少年院に送致した結果、高等学校教育を受ける機会を失ったとしても、教育基本法3条1項、本条1項に反することにはならない(最決昭和32年4月5日)。(18, 27)

3

○出題例

・国は、子ども自身の利益のため、あるいは子どもの成長に対する社会公共の利益と関心にごたえるために、必要かつ相当な範囲で教育の内容について決定する権能を有する。(27)

・憲法が義務教育を定めるのは、親が本来有している子女を教育する責務をまっとうさせる趣旨によるものであるから、義務教育に要する一切の費用を当然に国が負担しなければならないとは言えない。(27)

第66条〔内閣の組織・国会に対する連帯責任〕

- ① 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。
- ② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。
- ③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

26
1
6

4

5

○出題例

・内閣の組織については、憲法が定める基本的な枠組に基づいて、国会が法律で定めるところによる。(16, 18, 20)

・日本国憲法における内閣は、衆議院に対してのみ「責任」を負うのであり、参議院に対しては「責任」を負っていない。(26)

→参議院に対しても責任を負う。

・日本国憲法は内閣の「連帯責任」を強調しており、特定の国務大臣に対して単独の「責任」を負わせることは認めていない。(26改)

→特定の国務大臣が所管事項に関して単独で責任を負うことを否定する趣旨ではないと解される。

・明治憲法では、君主に対する内閣の「連帯責任」のみが規定されており、衆議院に対する「責任」は想定されていなかった。(26)

→明治憲法では、各国務大臣が天皇に対し、単独で責任を負うものとされていた。

・内閣の「責任」のとり方は任意かつ多様であるべきなので、日本国憲法の下で総辞職が必要に要求されることはない。(26)

→一定の事由が生じた場合には、内閣は総辞職をすることが必要に要求される(憲法69条、70条)。

・大臣に対する弾劾制度を認めない日本国憲法においては、内閣に対して問われる「責任」は、政治責任であって狭義の法的責任ではない。(26)

6

△参考

・「法律の定めるところにより」→内閣法

7

8

第67条〔内閣総理大臣の指名・衆議院の優越〕

×

① 「出題実績」

昭和62～平成27年度までの出題実績を、各条文の頭に数字で表示しました。

〔表示の説明〕

- ・ ㉗→最後にこの条文から出題された年度を示す。見本は平成27年度。
- ・ 1→5肢全てが1回出題された。
- ・ ⑨→過去9肢が出題された。
- ・ ㊲→平成12年度試験において記述式で出題された。
- ・ ㉗→平成27年度試験において多肢選択式で出題された。
- ・ ×→過去に出題なし (→⑧)。

② 「○解説」

過去の出題において、条文の意味等を問われた場合を想定し適宜解説しました。

③ 「□判例」

平成12～27年度までに出版された判例の争点・要旨を掲載しました。

※年度表示のない判例は平成11年度以前のものを示す。

〔表示の説明〕

- ・ (最大判昭和39年2月26日)
→最高裁判所の大法廷での判決と日付を示す。

＜その他の表示例＞

「最判(決)」→最高裁判所の判決(決定)

「東京地判」→東京地方裁判所の判決

- ・ (18, 27) →平成18・27年度試験にこの判例から出題された。

④ 「重要語句」

多肢選択式・記述式対策として、本文中重要と思われる語句をゴシック体で示し、正確な暗記をサポートしました。

⑤ 「○出題例」・⑥ 「選択肢の誤り表示」

平成12～27年度出題の五肢択一式、多肢選択式、記述式問題を厳選して掲載しました。

〔選択肢の正・誤〕

- ・ 正しい選択肢は原文どおりに掲載。
- ・ 誤った選択肢は誤り部分にアンダーラインと×印を付記 (→⑥)。

※誤り部分の正解は条文から導くことができ、適宜簡潔な解説を付した。

〔表示の説明〕

- ・ (16, 18, 20) →平成16・18・20年度試験に類似する選択肢が出題。
- ・ (26改) →平成26年度試験の文言を学習の便宜上一部訂正したもの。
- ・ 出題年度の後ろに「記」とあるのは記述式の出題を、「多」とあるのは多肢選択式の出題を示す。

※行政不服審査法は平成28年4月1日に全部改正されたため、平成27年度試験までの出題実績がないが、学習の便宜上、改正前の条文の一部を現行法に修正したものを出題例として掲載。

⑦ 「△参考」

学習上必要な法律事項や参照条文を掲載しました。

例：憲法66条規定の「法律の定めるところにより」の「法律」は内閣法を示す。

【編注】

- ・ 法令に条文見出しがないものは編者において〔 〕をもって示した。
- ・ 法令に項の表示がないものは①、②…と付した。

【内容現在】

本書は、平成28年10月1日現在公布され、平成29年4月1日までに施行される法令改正を収録した。